

平成 16 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 キヤンドゥ
代表者名 代表取締役社長 城 戸 博 司
(コード番号:2698 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 武 藤 真 朗
電話番号 03-5944-4111 (代表)

円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 16 年 2 月 3 日開催の当社取締役会において、2008 年 5 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社キヤンドゥ 2008 年 5 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 発 行 総 額 40 億円
3. 発 行 価 額 額面金額の 100% (各社債額面金額 1,000,000 円)
4. 各本新株予約権の発行価額 無償とする。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 2 月 23 日 (スイス時間)
6. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 UFJ Bank (Schweiz) AG 及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における私募
 - (2) 募 集 価 格 額面金額の 102.5%
7. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)、及びにより決定される転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により 1 株の 100 分の 1 の整数倍に当たる端数(以下「端株」という。)が発生する場合には、商法が定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 発行する本新株予約権の総数 4,000 個

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 5 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本社債の条件決定日(以下、「条件決定日」という。)に、条件決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

転換価額の下方向修正

2005年3月4日及び2006年3月3日(日本時間、以下、それぞれ「決定日」という。)まで(同日を含む。)の各5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額が、各決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2005年3月22日及び2006年3月20日(日本時間、以下、それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ上記の方法で計算された終値の平均値と同額(但し、計算の結果、最初の決定日現在の転換価額の80%未満となる場合、転換価額は最初の決定日現在の転換価額の80%に当たる金額で1円未満を切り上げた金額とする。)に下方修正される。但し、各決定日(当日を除く。)から関連する各効力発生日(当日を含む。)までの期間に、上記に従い転換価額が調整された場合は、上記修正転換価額は更に調整される。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮すれば、その発行価額を無償とすることが妥当と考えられるので、その発行価額を無償とすることに決定した。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初の転換価額は、上記(3)記載のとおり決定される額とする。

ご注意：この文書は、当社が2008年5月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使請求期間 2004年3月8日から2008年5月16日の銀行営業終了時(スイス時間)まで。但し、本社債を繰上償還する場合には、当該償還日に先立つ5銀行営業日目の日の銀行営業終了時(スイス時間)までとする。また、当社が、本社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の時点で行使請求期間は終了する。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件 本新株予約権の消却事由は定めない。
- (9) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱 当社が中間配当を行わない場合、本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は11月30日に終了する12ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、配当計算期間の全期間についてこれを支払う。但し、当社が商法第293条ノ5による中間配当を行う場合には、本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は11月30日及び5月31日に終了する各6ヶ月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、配当計算期間の全期間についてこれを支払う。
- (10) 本新株予約権行使請求受付場所(新株予約権行使代理人) スイス連邦チューリッヒ市所在のUFJ Bank(Schweiz)AGの本店
8. 本社債に関する事項
- (1) 社債の総額 40億円
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (3) 満期償還 2008年5月30日(スイス時間)に本社債額面金額の100%で償還する。
- (4) 繰上償還 130%コールオプション条項による繰上償還
30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該各取引日に適用ある本社債の転換価額の130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債権者を代理するUFJ Bank(Schweiz)AGに対して30日以上60日以内の事前通知をしたうえで、2005年5月31日以降2008年5月29日までの期間中、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額で償還することができる。
- 税制変更による繰上償還
本社債に関する支払日において、当社に一定の特約に基づく追加支払いの義務が既に生じていること、又は、生じることをUFJ Bank(Schweiz)AGに了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者を代理するUFJ Bank(Schweiz)AGに対して30日以上60日以内の事前の書面による通知を行うことにより、2004年5月31日以降、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額に対して

ご注意：この文書は、当社が2008年5月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

下記の割合にて、償還することができる。

2004年5月31日から2004年11月29日まで	102.00%
2004年11月30日から2005年5月30日まで	101.75%
2005年5月31日から2005年11月29日まで	101.50%
2005年11月30日から2006年5月30日まで	101.25%
2006年5月31日から2006年11月29日まで	101.00%
2006年11月30日から2007年5月30日まで	100.75%
2007年5月31日から2007年11月29日まで	100.50%
2007年11月30日から2008年5月29日まで	100.25%

株式交換又は株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、その結果、株式の株式会社東京証券取引所その他日本国内の証券取引所又は店頭市場への上場又は登録が廃止となった場合、当社は、本新株予約権社債権者を代理するUFJ Bank(Schweiz)AG に対して30日以上60日以内の事前の書面による通知を行うことにより、2004年5月31日以降、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額に対して下記の割合にて、償還することができる。

2004年5月31日から2004年11月29日まで	102.00%
2004年11月30日から2005年5月30日まで	101.75%
2005年5月31日から2005年11月29日まで	101.50%
2005年11月30日から2006年5月30日まで	101.25%
2006年5月31日から2006年11月29日まで	101.00%
2006年11月30日から2007年5月30日まで	100.75%
2007年5月31日から2007年11月29日まで	100.50%
2007年11月30日から2008年5月29日まで	100.25%

- (5) 買入消却 当社は、いつでも本新株予約権付社債を買入れることができ、買入れた本新株予約権付社債を消却することができる。かかる消却がなされた本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、消却と同時に放棄され、喪失するものとする。
- (6) 本社債の様式 無記名式新株予約権付社債
- (7) 本社債の担保又は保証 該当なし。
- (8) 財務上の特約 担保提供制限が付される。
- (9) 取得格付 該当なし。
9. 上 場 該当なし。
10. 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

ご注意：この文書は、当社が2008年5月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の発行による手取金概算額 3,982 百万円については、全額を設備資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途

平成 14 年 4 月の時価発行公募増資による調達資金 3,252 百万円の資金使途計画は、新店舗の設備資金の一部として 2,641 百万円、情報システム投資に 535 百万円、運転資金に 75 百万円を充当する予定としておりましたが、平成 15 年 9 月末までに新店舗等の設備資金に 2,967 百万円を充当しております。残額の 285 百万円につきましては、平成 15 年 12 月より稼動しております店舗基盤システムを中心とした情報システムへの投資に充当いたしました。

(3) 会社収益への影響

今回の調達資金充当により、新規出店を計画に従って進め、安定した事業拡大のための経営基盤をより強固にしていまいります。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のため内部留保の充実に意を用いつつ、株主に対する安定的かつ充実した利益還元を図ることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づき、収益に応じた株主への利益還元を実施してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、店舗開発及び情報化投資等に有効活用してまいりたいと考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 12 年 11 月期	平成 13 年 11 月期	平成 14 年 11 月期	平成 15 年 11 月期 (予定)
1 株当たり当期純利益	59,399.05 円	94,569.13 円	8,700.49 円	12,108.43 円
1 株当たり年間配当金	5,000 円	10,000 円	500 円	2,000 円
実績配当性向	8.4%	10.6%	5.7%	16.5%
株主資本当期純利益率	44.5%	29.9%	13.2%	13.2%
株主資本配当率	3.7%	3.5%	0.8%	2.1%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 平成 14 年 1 月 21 日付をもって、株式 1 株を 10 株に分割しております。なお、平成 14 年 11 月期の 1 株当たり当期純利益は株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 5 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当社は、旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度並びに商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

株主総会の決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	発行予定期間
平成 11 年 11 月 19 日	100 株	9,000 円 (注) 1.	5,000 円 (注) 1.	平成 14 年 6 月 1 日から 平成 17 年 5 月 31 日まで
平成 12 年 10 月 2 日	1,895 株	44,000 円 (注) 1.	22,000 円 (注) 1.	平成 14 年 12 月 1 日から 平成 17 年 11 月 30 日まで
平成 14 年 2 月 27 日	122 株	311,000 円	155,500 円	平成 16 年 3 月 1 日から 平成 19 年 2 月 28 日まで
平成 15 年 2 月 27 日	2,300 株	218,217 円	109,109 円	平成 17 年 3 月 1 日から 平成 20 年 2 月末日まで

(注) 1. 平成 14 年 1 月 21 日付の株式分割 (1 : 10) による各数値の調整を行っております。
2. 本社債の転換価額が未定のため、平成 16 年 1 月 30 日現在の情報を記載しております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 13 年 6 月 27 日	552,500 千円	825,050 千円	有償一般募集 発行株数 1,000 株 発行価額 1,410,000 円 資本組入額 552,500 円
平成 14 年 4 月 3 日	1,636,606 千円	2,461,656 千円	有償一般募集 発行株数 11,440 株 発行価額 286,120 円 資本組入額 143,060 円

過去 3 決算期間及び直前の株価等推移

	平成 13 年 11 月期	平成 14 年 11 月期	平成 15 年 11 月期	平成 16 年 11 月期
始 値	2,620,000 円	570,000 円	280,000 円	211,000 円
高 値	4,300,000 円 548,000 円	974,000 円	290,000 円	249,000 円
安 値	2,450,000 円 432,000 円	236,000 円	143,000 円	177,000 円
終 値	548,000 円	285,000 円	211,000 円	234,000 円
株価収益率	5.8 倍	32.8 倍	17.4 倍	- 倍

(注) 1. 平成 16 年 11 月期の株価については、平成 15 年 1 月 30 日現在で記載しております。
2. 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 当社株式は平成 13 年 6 月 27 日付をもって日本証券業協会に株式を登録いたしましたので、平成 13 年 11 月期は平成 13 年 6 月 27 日以降の株価を記載しております。また当社株式は、平成 15 年 12 月 3 日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価 (終値) を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。

以 上

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 5 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。